

返戻金制度

事業所名 株式会社クロスザボーダー

許可番号 (13-ユ-313502)

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は次のとおりです。

入社日から一定の期間内に、求職者が本人の責めに基づく解雇又は自己都合により退職したときは、
求人者より受領した紹介手数料の一部を、下記の通り求人者に返還いたします。

【正社員・契約社員】

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 100%
- (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (3) 入社後 1 ヶ月超 6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

【アルバイト・パートタイム】

入社後 14 日以内に雇用契約が終了した場合 紹介手数料を請求いたしません。
それ以降についての退職についてはいかなる理由においても紹介手数料の返戻は行いません。

【紹介予定派遣】

派遣先（求職者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用しません。

なお、いずれにおいても返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。